



職場内でお知らせの回覧をお願いします

今月号の内容

- 1 事業者健診(定期健康診断)結果提供にご協力ください。
- 2 切り札は、ジェネリック!
～第6話～「直近の香川支部データ」
- 3 インセンティブ制度が始まっています。

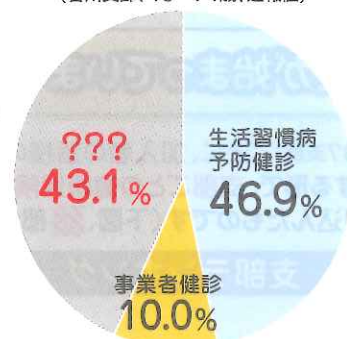
協会けんぽからの お知らせ 香川支部

その1 事業者健診(定期健康診断)結果提供にご協力ください。

事業者健診結果提供に係る同意書※1の提出をお願いします! ※1 以下「同意書」といいます。

まず
健診を受けている?
受けていない?
次に
健診結果は良かった?
悪かった?
実態不明です(>_<)

平成29年度 被保険者健診受診率
(香川支部、40～74歳、速報値)



協会けんぽが契約している健診機関で受診。
一般的な検査のほかがん検診も実施している。

健診結果は、健診機関から協会けんぽへ提供され、健診受診率の把握と特定保健指導につなげている。

↓しかし!

健診の受診は、以下のとおり、**労働安全衛生法**に定められているため、**43.1%の方も健診を受けているはず**です

労働安全衛生法 第66条第1項

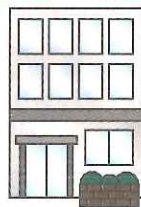
事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(省略)を行わなければならない。

労働安全衛生法 第66条第5項

労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。(省略)



同意書の提出をお願いします!



事業所

①同意書を提出

④対象の方へ
特定保健指導



協会けんぽ

②①の同意書を提出

③結果データの提供



健診機関

●データ作成が可能な健診機関 ●同意書
については、協会けんぽ香川支部のホームページをご覧ください、保健グループ(087-811-0574)までお問い合わせ下さい。

事業主が協会けんぽに対して健診結果(特定健診項目)を提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に規定されており、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の第23条第三者提供の制限からは除外されます。

⇒法定化されている行為です。

既に過去、同意書を提出している場合 および 生活習慣病予防健診のみを利用している場合

⇒同意書の提出は不要です。

〈同意書を提出することのメリット〉

その① 特定保健指導につながります

メタボに特化した健康サポートを行います。



無料で
サポート
面談のほか
電話・手紙

健康づくり
生活習慣の
改善



メタボなどで将来病気になる可能性が高い方

その② 健診受診率に反映されます

インセンティブ制度(後述)の5つの指標のうち1つは「特定健診等受診率」です。

〈イメージ〉



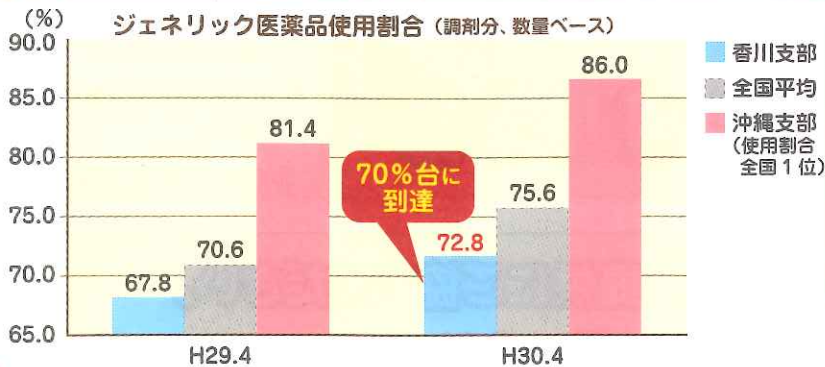
協会けんぽ香川支部の
健診受診率の向上



協会けんぽ香川支部の
健康保険料率の引き下げ
につながります。



その2 切り札は、ジェネリック! ~第6話~「直近の香川支部データ」



ジェネリック医薬品に切り替えるには?



ジェネリック医薬品へ切り替えできますか?

医師及び薬剤師にお申し出ください。



インセンティブ制度 (後述) の5つの指標のうち1つは「ジェネリック医薬品の使用割合」です。



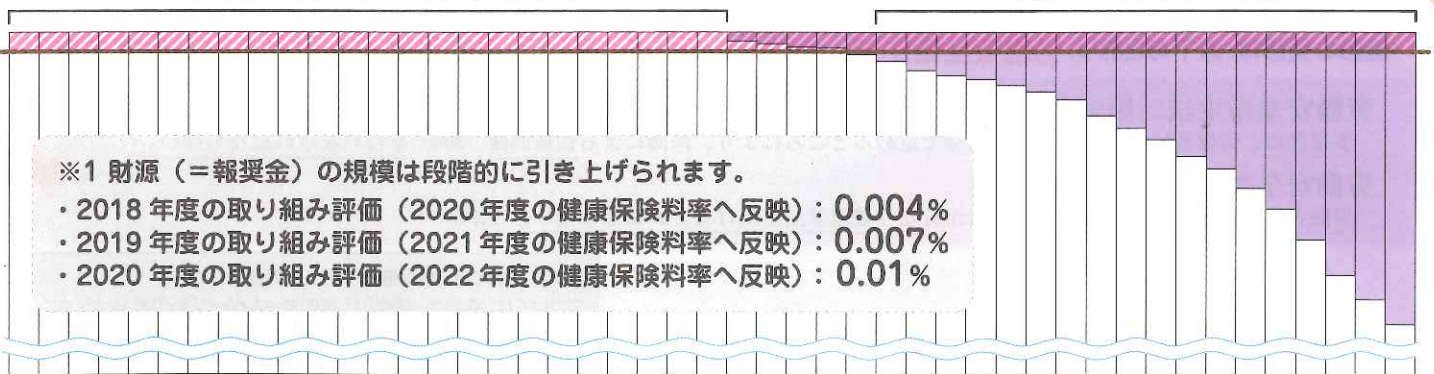
その3 インセンティブ制度が始まっています。

インセンティブ制度とは、47都道府県支部 (以下、47支部) ごとに、加入者の皆様の取り組みを5つの指標について評価し、上位23支部に対してインセンティブ (報奨金) を付与する形で、支部ごとの健康保険料率に反映させる制度です (下図、 部分)。財源は、47支部の健康保険料率に一律※1を盛り込んだものです (下図、 部分)。

(下位) ← 支部ランキング → (上位)

保険料率が一律上がる支部 (24 支部)

保険料率が下がる支部



※1 財源 (= 報奨金) の規模は段階的に引き上げられます。

- ・ 2018 年度の取り組み評価 (2020 年度の健康保険料率へ反映) : 0.004%
- ・ 2019 年度の取り組み評価 (2021 年度の健康保険料率へ反映) : 0.007%
- ・ 2020 年度の取り組み評価 (2022 年度の健康保険料率へ反映) : 0.01%

5つの
指標

香川支部の弱点
特定健診等の
受診率

特定保健指導の
実施率

特定保健指導
対象者の減少率

要治療者の
医療機関受診率

香川支部の弱点
ジェネリック医薬品の
使用割合

★日頃より生活習慣に気を付け、年に1回は健診を受診しましょう!

受診の結果、・ 特定保健指導が必要な方 → 必ず利用しましょう。

・ 治療 (再検査) が必要な方 → 必ず医療機関を受診しましょう。

★また、お薬は積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう!



健康保険料率は上記のとおりインセンティブ制度を反映させますが、主として加入者一人当たり医療費に基づき決定されることに変更はありません。

お知らせ

今年もふるさと健康ウォークin丸亀が開催されます。
平成30年11月23日 (金・祝) (詳しくはホームページをご覧ください。)

事務所ぐるみでの参加はいかがですか?



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>
〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
メルマガ登録大募集中!



申請書等のお手続きは郵送でお願いします

傷病手当金、高額療養費、任意継続保険

業務グループ TEL:087-811-0572

医療費のお知らせ、交通事故等

レセプトグループ TEL:087-811-0573

健康診断、保健指導等

保健グループ TEL:087-811-0574

ジェネリック医薬品、インセンティブ制度

企画総務グループ TEL:087-811-0570